



藤沢記者クラブ各位

職員の失職について

1 対象者 財務部契約課 上級主査 男性（42歳）

2 失職日 2025年（令和7年）1月9日

3 失職の理由

危険運転致傷の罪で、懲役1年8月（執行猶予3年）の判決を受け、このたびその判決が確定しました。このことにより、地方公務員法第16条第1号に該当するに至ったことから、同法第28条第4項の規定に基づき、本市職員としての職を失ったものです。

《参考》地方公務員法（抄）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第28条

4 職員は、第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

4 主な経過

(1) 2021年12月31日

平塚市内において普通乗用自動車を時速約40キロメートルで進行中、持病の影響で意識障害の状態に陥り、車3台、8人を巻き込む事故を起こす

(2) 2023年3月6日

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の「危険運転致傷」で起訴

(3) 2024年3月22日

懲役1年8月、執行猶予3年の判決（横浜地方裁判所小田原支部）※後日、控訴

(4) 2024年8月29日

控訴棄却の判決（東京高等裁判所）※後日、上告

(5) 2024年12月17日

上告棄却の決定（最高裁判所）※後日、異議の申立

(6) 2025年1月7日

異議の申立棄却の決定（最高裁判所）

(7) 2025年1月9日

(6)に係る謄本送達 ※判決確定

以上

*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 総務部 職員課
担当 西台、杉田、田中
内線 2252
直通 0466（50）3583